

前橋市立東中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

本校では、上記のような認識のもと、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために以下のことを行います。

1 いじめ防止基本方針策定にあたって

（１）本校の基本的な考え方

- ① いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と、望ましい人間的な成長に向け粘り強く関わり続ける。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

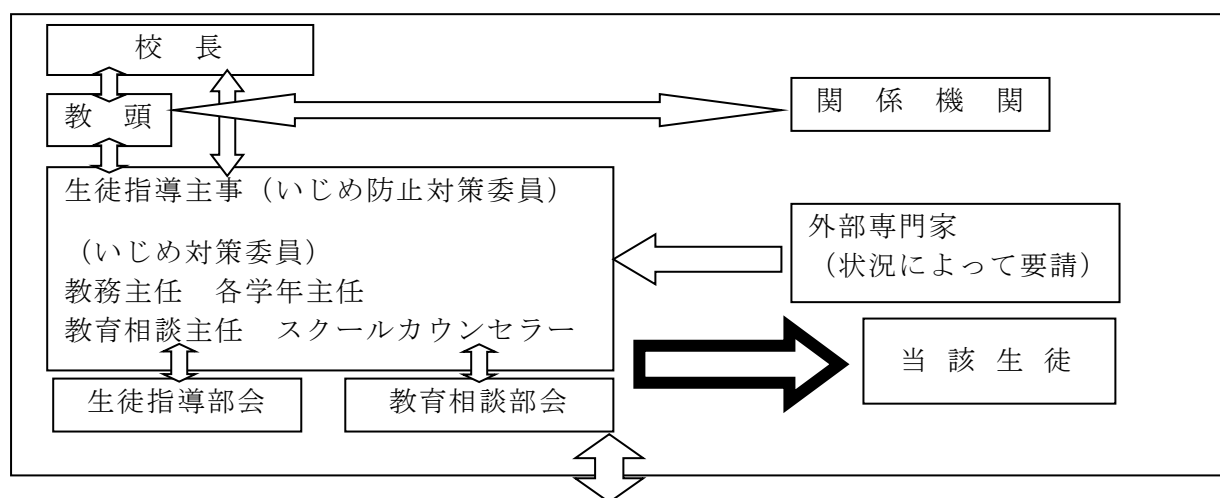
（２）基本方針

- ① いじめ防止等の対策により生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ② いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにする。
- ③ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

（３）めざす生徒像

- ① いじめをしない、自分で考え、判断し、思いやりをもった行動ができる生徒
- ② いじめをしない、自分自身も友達も大切にできる生徒
- ③ いじめを見逃さない、たくましい心と社会性のある生徒

2 組織及び校内体制（いじめ防止対策委員会）



全職員はいじめの事案を察知した場合

いじめ防止対策委員会への迅速な報告の義務がある。

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 校長 | 学校いじめ防止基本方針の策定（学校経営方針にも反映） |
| (2) 教頭 | いじめ防止推進体制の工夫・改善 |
| (3) いじめ防止対策委員長 | 計画の立案、実施、評価の中心 |
| (4) 教務主任 | いじめ防止のための教育課程の編成 |
| (5) 学年主任 | 各学年の計画の立案、実施、評価。学年の教師の指導力の向上 |
| (6) 教育相談主任 | 家庭・地域との連携 |

3 いじめの未然防止

未然防止に向けては、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進するために、次のことに取り組む。

- ① 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- ② 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 生徒会を中心に、子供自身がいじめ防止を訴える取組を行う。
（いじめ防止啓発ポスター作成、年間を通じたあいさつ運動の取組等）
- ④ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑤ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑥ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑦ いじめに関する校内研修の実施、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑧ 発達障害について適切に理解した上で、一人一人を大切にされた指導に当たる。
- ⑨ 本方針を、学校通信やホームページで公開し、地域への周知を図る。
- ⑩ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4 いじめの早期発見

早期発見に向けて、いじめは、大人の目の届きにくいところで行われたり遊びやふざけあい装って行われたりしており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努めるために、次のことに取り組む。

- ① 子どもの声に耳を傾ける。（月別アンケート、無記名アンケート、生活ノート、個別面談、日常会話等）
- ② 子どもの行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）
- ③ 保護者と情報を共有する。（電話・家庭訪問、PTAの会議、青少推等）
- ④ 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

5 いじめへの対応

- (1) 早期解消に向けて、いじめ問題が生じたときには詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指すために、次の取組をする。

- ① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。
- ③ 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ④ 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ⑤ いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪の機会を持たせる。また、家庭背景を理解しようと努め、教育相談的に関わる。
- ⑥ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑦ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、教育委員会と連携し、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査を行った結果について、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、教育委員会と連携して、必要な情報を適切に提供する。
- ③ 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による①の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずる。

(3) ネット上のいじめへの対応

- ① 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ② 市教委と連携して携帯安全教室を開催する。
- ③ SNSに関するリーフレットや通知を生徒や職員へ定期的に周知する。

6 評価

- (1) いじめ対策委員会で定期的に状況を把握し、学期末に学期ごとの評価を行い、いじめ防止活動の改善を図る。
- (2) 保護者・地域に生徒が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動について発表する。

7 いじめ防止に関わる年間計画

	具体的な取り組み内容	取組上の留意点
1 学期 4 月 ～ 7 月	○いじめ防止等の対策のための組織設置 ○いじめ防止に関する年間指導計画の共通理解 ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ○保護者へ学校基本方針の説明、相談窓口の周知 ○学級懇談会等における「いじめ問題対策」について周知 ○第1回いじめ防止対策委員会（部会） ○学校生活アンケート調査①	○職員会議において基本方針を共通理解する。 ○保護者や地域の人にもいじめ防止等の取組について理解を広めるため、保護者会や学校通信、学校ホームページ等で周知を図る。 ○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談を実施する。
	○第2回いじめ防止対策委員会（部会） ○学校生活アンケート調査② ○春のいじめ防止強化月間 ・いじめ防止ポスターの掲示及び声かけ運動実施 ・生徒会中心のいじめ防止活動を実施する。 （あいさつ運動、生徒会朝礼での声かけなど） ・いじめ防止行動目標を各学級で設定する。 （学級委員を司会とした学活の授業） ○携帯安全教室等を実施予定	○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談を実施する。 ○生徒会活動を通して生徒中心の活動を位置づけ、生徒に自分たちに問題として考える姿勢を育てる。 ○ネットいじめの防止、情報モラルに関する内容を扱う。
	○第3回いじめ防止対策委員会（部会） ○学校生活アンケート調査③ ○学校行事（林間学校・東京社会科見学）を通した人間関係づくり	○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談を実施する。
	<いじめ防止フォーラム> ○前橋地区小中高の学校代表者により開催 （実践発表・意見交換） ○第4回いじめ防止対策委員会（部会） ○学校生活アンケート調査④、無記名アンケート実施 ○長期休業中における配慮を要する生徒への指導 （担任・学年職員）	○参加生徒（生徒会本部）を中心にフォーラムへ取り組ませる。 ○学年会で、配慮を要する生徒に対する指導内容（電話連絡、家庭訪問）を検討し、長期休業中の生徒の実態の把握といじめ未然防止や早期発見に努める。

2 学期

夏季休業中 2 学期 8 月 ～ 1 2 月	○長期休業中における配慮を要する生徒への連絡 (担任・学年職員)	○部活動の参加状況から変化が見られる生徒や欠席をしている生徒へ定期的、適宜的に指導を行う。
	○第 5 回いじめ防止対策委員会 (部会) ○学校生活アンケート調査⑤ ○学校行事 (校内体育大会・職場体験) を通した人間関係づくり ○生徒会によるいじめ防止フォーラムの報告 (生徒会朝礼) ○学校行事 (修学旅行) を通した人間関係づくり	○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談を実施する。 ○参加生徒 (生徒会本部) を中心にしてフォーラムの報告を行う。
	○第 6 回いじめ防止対策委員会 (生徒指導部会) ○学校生活アンケート調査⑥	○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談の実施を行い、問題解決を図る。
	○第 7 回いじめ防止対策委員会 (生徒指導部会) ○学校生活アンケート調査⑦ ○学校行事 (東中文化の日) を通した人間関係づくり ○教育相談 (三者面談) の実施	○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談の実施を行い、問題解決を図る。 ○教育相談の前に、保護者にアンケートを実施し、学校生活で心配されることについて状況を把握しておく。
	○第 8 回いじめ防止対策委員会 (部会) ○学校生活アンケート調査⑧、無記名アンケート実施 ○人権週間 (人権意識啓発活動) ・朝礼 (校長講話) ・人権 (いじめを含む) に視点をあてた道徳授業の実践 (担任) ・人権標語作成 ○冬のいじめ防止強化月間 ・各学年代表クラスのいじめ防止活動の発表 (生徒会朝礼) ・生徒会中心のいじめ防止活動を実施する (劇、いじめ防止フォーラムの報告)	○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談実施を行い、問題解決を図る。 ○生徒同士が、いじめに対する意識を高め、お互いの良さを認め合える暖かい学級の雰囲気作りに努める。 ○生徒一人ひとりがいじめ防止に向けた意識を高め、いじめ防止が、生徒主体の活動になるように生徒会本部が主体となり活動させる。

3 学期 1 月 ～ 3 月	○第 9 回いじめ防止対策委員会 (部会) ○学校生活アンケート調査⑨ ○学校行事を通した人間関係づくり	○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談を実施する。
	○第 10 回いじめ防止対策委員会 (部会) ○学校生活アンケート調査⑩ ○新入学説明会 ○いじめ防止子ども会議 (小中連携)	○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談を実施する。
	○第 11 回いじめ防止対策委員会 (部会) ○学校生活アンケート調査⑪、無記名アンケート実施 ○小学校との新入生に関する情報交換会の実施 ○学校基本方針の見直しと来年度に向けての検討	○部会や学年で学校生活アンケートの結果の共有と、問題を抱えている生徒への教育相談を実施する。 ○クラス編成や入学後の学級指導に役立てるため、新入生に関する情報交換を行う。 ○今年度の活動を振り返り、次年度へ向けての取組について検討する。